

5.よくあるお問い合わせQ&A

Q1 午後9時以降、酒類の提供をやめればよいのか？

A1 酒類の提供をやめただけでは、協力金はもらえません。

午後9時から翌日午前5時までの間、閉店していただく必要があります。

Q2 対象期間中に1日だけ午後10時まで営業したが、30日分の協力金をもらえるのか。

A2 協力金は一切もらえません。全期間ご協力いただくことが必要です。

Q3 以前からの営業時間について、どのように証明すればよいか。

A3 例としては…①通常時の営業時間が記載されたメニューの写し

②店舗内外壁や看板に記載された営業時間の写真

③ホームページやSNSの掲載された情報を印刷したもの

※①～③のいずれも困難な場合は、ご相談ください。

Q4 通常の営業時間は午後9時までだが、宴会等で予約があった場合には午後9時以降も酒類を提供していた。協力金はもらえるのか。

A4 対象とする予定です。申請時に証拠書類の提出をお願いする可能性がございます。

Q5 通常は午後9時以降も営業していたが、コロナ禍の影響もあり自主的に営業時間を午後9時までに短縮していた。協力金はもらえるのか。

A5 対象とする予定です。申請時に証拠書類の提出をお願いする可能性がございます。

Q6 ホテルを経営しているが、館内にはレストランやバーなどの酒類を提供している施設(店舗)が複数ある。いずれの施設(店舗)も食品衛生法上の営業許可を得ているが、協力金は施設(店舗)数に応じてもらえるのか。

A6 施設(店舗)数に応じて協力金がもらえます。ただし、全部の施設(店舗)で交付要件を満たす必要があります。1つでも交付要件を満たさないと協力金が一切、もらえなくなりますのでご注意ください。

※他に不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

ただし、現時点でお答えできかねる事項もございますのでご承知おき願います。

【お問い合わせ先】

●松島町産業観光課産業振興班 Tel022-354-5707

(※受付時間…平日午前9時から午後5時まで)

なお、宮城県には「時短要請相談窓口」が設置されています。Tel022-211-2332

(※受付時間…平日午前9時から午後5時まで)

このご案内は、宮城県が令和3年4月3日に発行した「宮城県内(仙台市を除く)における接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店の事業者の皆様へ」が送付されている松島町内の事業者の皆様に対し、松島町から「協力金」についてお知らせするものです。全ての事業者の皆様が対象とはなりませんので、予めご了承のうえ内容をご確認願います。

【令和3年4月9日松島町作成】

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

令和3年4月5日より仙台市に対し、『まん延防止等重点措置』が適用され、それに伴い感染拡大を防止するため、『宮城県内の全市町村』に対しても、以下の店舗について営業時間の短縮要請が発出されました。

営業時間の短縮要請に協力していただいた施設(店舗)に対して、協力金が交付されますが、対象となる施設(店舗)が限られています。

また、交付要件もございますのでこのご案内を必ずご確認ください。

1.対象となる施設について

食品衛生法上の営業許可を取得している次の施設(店舗)が対象です。

①接待を伴う飲食店

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う施設(店舗)。

②酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)

※これまで、午後9時以降に酒類を提供していた施設(店舗)が対象です。

以前から、午前5時から午後9時までの時間の範囲内で営業していた施設(店舗)や、午後9時以降に酒類を提供していなかった施設(店舗)は対象外。

なお、よくあるお問い合わせについては4ページ目にまとめましたのでご確認ください。また、宮城県のホームページの情報も併せてご確認ください。

※検索方法…宮城県トップページ→分類でさがす→しごと・産業産業支援・企業支援→その他→新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について(仙台市以外の市町村)

【協力要請(第5期):令和3年4月5日(月曜日)午後9時から令和3年5月6日(木曜日)午前5時まで】

2.対象となる要件(要請内容)について

対象となる期間『令和3年4月5日(月)午後9時から5月6日(木)午前5時』までの**全ての期間(31日間)**において、午後9時から翌日午前5時まで施設(店舗)の営業を休止すること。

3.協力金の額について

1店舗あたり1日4万円×31日間=**計124万円。**

●ご注意

- ①協力金の日割り計算はございませんので、対象となる期間中に1日でも営業時間の短縮要請に協力しない日があれば、**協力金はもらえません。**
- ②感染状況等の理由により、対象期間が短縮される場合があります。その場合は短縮後の日数に応じて協力金の額が変更になる可能性があります。
- ③今回の協力金は課税対象(事業収入)になりますので、**申告が必要です。**

4.協力金の申請について

協力金の申請については、営業時間の短縮要請期間が終了後に受付を開始する予定です。詳細は追ってお知らせいたします。

まずは、感染拡大防止のため、事業者の皆様におかれましては、**「協力要請へのご協力」**をよろしくお願いいたします。

なお、協力金の申請に必要な書類として、以下のものを予定しています。

- ①飲食店営業許可証の写し
- ②風俗営業等営業許可証の写し(該当する場合)
- ③店舗の外観・内観写真
- ④営業時間を短縮にご協力いただいたことがわかるもの
(例…張り紙、ホームページやSNS上での告知の写しなど)
- ⑤宮城県発行の「新型コロナ対策実施中ポスター」を掲示している様子がわかる写真**※詳しくは3ページ目をご確認ください。**

張り紙の例を同封したので
参考にしてください

4.新型コロナ対策実施中ポスター(飲食店用)について

協力金の申請には、当ポスターの「取得」及び「掲示」が必要です。
未だ取得されていない施設(店舗)がございましたら、速やかに**宮城県『食と暮らしの安全推進課』のホームページ**から申し込んでください。

※検索方法…宮城県トップページ→分類でさがす→くらし・環境→食の安全
→食品衛生→「新型コロナ対策実施中」ポスター(飲食店用)

お申込みフォームから申し込んでください。

※インターネットによる申し込みが出来ない場合、日数がかかってしまいますが郵送での申し込みができます。

なお申込用紙は役場の窓口にも若干数ございますが、県の申込窓口が大変混雑することが予想されますので、ご家族の方に協力をお願いするなど、インターネットを利用した申し込みにご協力をお願いいたします。



- ポスターについてのお問い合わせは…
宮城県食と暮らしの安全推進課 TEL022-211-2643
- 下図が「取得」及び「掲示」が必要となるポスターのサンプルです。

